

検査情報月報2月号 ▶ 概要版 ◀



▶ 横浜市衛生研究所では、所内で実施した試験検査などの結果に解説を加えて、検査情報月報を発行しています。



衛生研究所のInstagram
フォローお願いします！

2026年2月発行

年末食品収去検査結果(令和7年度)

- ▶ 年末食品等一斉点検事業は、厚生労働省から出された通知に基づき、食品流通量が増加する年末の食中毒等の事故防止と食品衛生の確保を目的として全国一斉に実施されるものです。
- ▶ 本市においては、令和7年11月4日から12月26日までを重点監視期間と定め、一斉点検を行いました。期間内に医療局食品専門監視班と福祉保健センターが収去し、搬入された検体について、当所が行った検査の結果について報告します。

主な結果 ▶ 食品添加物検査 福祉保健センターなどが収去した菓子類やかん詰・びん詰食品など131検体(輸入品120検体、国産品11検体)の食品について、保存料、着色料、酸化防止剤など2,584項目の検査を実施しました。輸入された食品から、**菓子には使用が認められていない保存料が検出**されました。収去担当部門で輸入者等を所管する自治体に調査を依頼しています。また、**保存料を検出した検体**や、**酸化防止剤が不検出となった検体**等13検体についても収去担当部門が輸入者等を所管する自治体に調査を依頼しています。

▶ 細菌検査 規格基準検査の内訳は、冷凍食品16検体、肉卵類及びその加工品5検体、ナチュラルチーズ7検体、ミネラルウォーター2検体、容器包装詰加圧加熱殺菌食品9検体、牛乳6検体、計45検体80項目でした。検査の結果、**規格基準違反はありません**でした。

食品中のアフラトキシン検査結果(令和7年度)

- ▶ アフラトキシンはカビが産生する毒素です。発がん性物質として知られ、食品全般に対して総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合算)に $10\mu\text{g}/\text{kg}$ 、乳中のアフラトキシンM1に $0.5\mu\text{g}/\text{kg}$ の規制値が設けられています。

主な結果 ▶ 令和7年5月にアーモンド、カシューナッツ、クルミ、マカデミアナッツ各1検体の計4検体について総アフラトキシンの検査を行いました。が、**全て不検出**でした。また、令和7年12月に牛乳6検体について、アフラトキシンM1の検査を行いました。が、**全て不検出**でした。

食品中の動物用医薬品検査結果(令和7年11月~12月)

- ▶ 動物用医薬品は動物における疾病の治療及び予防、並びに発育促進を目的として使用されています。畜水産食品中に残留する動物用医薬品が人の健康に害を及ぼすことのないよう、消費者庁は動物用医薬品について残留基準を設定しています。
- ▶ 当所では、市内流通及びインターネット購入品の畜水産食品について検査を行っています。今回は、食品専門監視班が令和7年11月及び12月に収去及びインターネットで購入した食品の検査結果を報告します。

主な結果 ▶ 11月には、さけ目魚介類1検体(サーモントラウト)、すずき目魚類6検体(カンパチ1検体、シマアジ1検体、ハマチ1検体、ブリ1検体及びマダイ2検体)、その他の魚類1検体(ヒラメ)及びエビ1検体(バナメイエビ)の計9検体について検査を行いました。また、12月には、牛乳4検体、鶏卵2検体及びはちみつ2検体の検査を行いました。その結果、**すべて不検出**でした。